

## 資料目次

資料 1	入学定員の割当表	P. 2
資料 2	熊本大学教授会規則	P. 3
資料 3	情報融合学環カリキュラムマップ	P. 6
資料 4	カリキュラム・ポリシーと教育課程（各授業科目）の整合性	P. 7
資料 5	履修モデル	P. 8
資料 6	熊本大学情報融合学環 専任教員名簿（エフォート）	P. 10
資料 7	技術部概要、熊本大学技術部規則	P. 11
資料 8	工学部 2 号館平面図	P. 16
資料 9	（黒髪）総合研究棟平面図	P. 19
資料 10	工学部研究棟Ⅲ	P. 31
資料 11	黒髪北 E1（全学教育棟）平面図	P. 32
資料 12	熊本大学情報融合学環教授会規則（案）	P. 42
資料 13	国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則	P. 44
資料 14	教養教育の案内 キャリア科目	P. 47

## 入学定員の割当表

関係協力学部	令和5年度 入学定員	情報融合学環 への割当定員	全体に対す る割当定員 の割合	令和6年度 入学定員
法学部	210	10	4.8%	200
理学部	200	10	5.0%	190
工学部	513	40	7.8%	473
情報融合学環	-	-	-	60
計	923	60	-	923

## ○熊本大学教授会規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 164 号)

**改正** 平成 20 年 3 月 27 日規則第 87 号 平成 21 年 3 月 26 日規則第 59 号  
 平成 21 年 12 月 24 日規則第 246 号 平成 23 年 11 月 24 日規則第 157 号  
 平成 25 年 3 月 29 日規則第 108 号 平成 26 年 4 月 30 日規則第 52 号  
 平成 27 年 1 月 22 日規則第 3 号 平成 28 年 3 月 31 日規則第 234 号  
 平成 28 年 5 月 31 日規則第 380 号 平成 29 年 3 月 31 日規則第 170 号  
 平成 30 年 3 月 22 日規則第 69 号 平成 31 年 3 月 28 日規則第 46 号  
 令和 3 年 2 月 24 日規則第 13 号 令和 5 年 2 月 22 日規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。)第 50 条第 4 項の規定に基づき、教授会に関し必要な事項を定める。

(教授会)

第 2 条 各学部、大学院教育学研究科、大学院各研究部、大学院各教育部及び病院(以下「学部等」という。)に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項(大学院各研究部及び病院の教授会にあつては第 3 号に限る。)について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学部等の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部等の長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 3 条 各研究所、熊本創生推進機構、半導体・デジタル研究教育機構、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 9 条第 1 項に規定する学内共同教育研究施設で次に掲げるもの及びヒトレトロウイルス学共同研究センターに、教授会として運営委員会(半導体・デジタル研究教育機構及びヒトレトロウイルス学共同研究センターにあつては、運営会議。以下同じ。)を置く。

くまもと水循環・減災研究教育センター  
 先進マグネシウム国際研究センター  
 生命資源研究・支援センター

2 前項の運営委員会は、教育又は研究に関する重要な事項で、当該運営委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

第 4 条 大学院先導機構、大学教育統括管理運営機構、学内共同教育研究施設で前条第 1 項に掲げる組織以外の組織及び保健センターにあつては、熊本大学に、教授会として学内共同教育研究施設等の人事等に関する委員会を置く。

2 前項の委員会は、同項に規定する組織の教育又は研究に関する重要な事項で、当該委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

第 5 条 前条第 1 項の組織の専任の教授は、学部等のいずれかの教授会に所属するものとする。

第 6 条 教授会(第 3 条第 1 項の運営委員会及び第 4 条第 1 項の委員会を含む。以下同じ。)を置く組織の長(学内共同教育研究施設等の人事等に関する委員会にあっては、学長。以下同じ。)は、教員の採用及び昇任のための選考について教授会が審議する場合において、本学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、意見を述べることができる。

第 7 条 教授会に、議長を置き、当該教授会を置く組織の長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

第 8 条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

第 9 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の半数以上であって、教授会が別に定める割合以上の多数をもって決する。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、教授会及び代議員会等の組織運営等に関し必要な事項は、当該組織の長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 87 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大学院文学研究科及び大学院法学研究科の研究科委員会については、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 59 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日規則第 246 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 24 日規則第 157 号)

この規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 108 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 30 日規則第 52 号)

この規則は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 22 日規則第 3 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 234 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 31 日規則第 380 号)

この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 170 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 69 号)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大学院自然科学研究科の教授会については、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 46 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 24 日規則第 13 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 22 日規則第 14 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

# 情報融合学環カリキュラムマップ

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
DS 総合			評価・調査法 アグリマーケティング論	学習論ベーシック 経済学入門 アグリビジネス論	教示と行動変容 行政学 I 法社会学 I 経済政策/国際経済論	インストラクショナル・デザイン基礎 行政学 II 計量経済学	医療画像認識	
				離散数学 II ウェブプログラミング基礎 デジタル信号処理 I	DSゼミナール III HCI設計論 デジタル信号処理 II コンピュータアーキテクチャ	デジタルマーケティング メディア情報処理 生体情報システム データベース II		
学環基盤科目	英語A-1, A-2◎ 英語B-1, B2 教養科目 (現代社会と半導体を含む)	英語A-1, A-2◎ 英語B-1, B2 教養科目 (現代社会と半導体を含む)	実用英語 I, II	実用英語 III, IV	実用英語 III, IV	実用英語 III, IV	卒業研究	
	ICTリテラシー 線形代数 I 微分積分 I DS基礎数学演習 I 集合と論理 DS倫理	DSリテラシー 線形代数 II 微分積分 II DS基礎数学演習 II 確率・統計 DS入門	離散数学 I 統計学 I 統計学演習 I データ分析 I プログラミング演習 I アルゴリズム論 I コンピュータシステム論 情報理論	統計学 II 統計学演習 II データ分析 II プログラミング演習 II アルゴリズム論 II グローバル企業家論	人工知能応用 ビジューライゼーション 人工知能演習 データベース I コンピュータネットワークワーク	人工知能理論 最適化理論 情報セキュリティ ビジネス倫理学 アントレプレナーシップ入門 (キャリア科目)	経営戦略論 実践アントレプレナーシップチャレンジ 知的財産権	
DS 半導体			制御工学 I 半導体基礎	論理回路 論理回路演習 電気計測 アナログ電子回路	電気回路 II 制御工学 II 安全工学 半導体実験 I	電気回路 I 電気回路演習 I 電磁気学概論	半導体工学 デジタル電子回路 安全工学 半導体実験 II	電気電子材料 先端半導体工学 EDA概論 半導体製造技術 集積システム設計論 半導体実験 II

医学部科目

法学部科目

工学部科目

東海大学提供科目

熊本県立大学提供科目

カリキュラム・ポリシーと教育課程（各授業科目）の整合性

数理・データサイエンス・AIの知識・能力の基礎となる自然科学	社会科学に関する知識	日本語、英語による論理的な記述、発表、討論などのコミュニケーション能力 社会や技術の変化に対応して継続的に学習できる能力	国際的に通用するコミュニケーション基礎能力	DXにかかわる技術が社会や環境に及ぼす影響を予測し、技術者倫理や自然環境などを考慮して行動する能力	半導体製造プロセスに関する知識
--------------------------------	------------	---	-----------------------	---	-----------------

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
DS 総合	ICTリテラシー	DSリテラシー	評価・調査法	学習論ベシック	教育論ベシック	インストラクショナルデザイン基礎	デジタルマーケティング	医療画像認識
	線形代数I	線形代数II	アグリマーケティング論	経済学入門	アグリビジネス論	行政学I	行政学II	
学環基盤科目	微分積分I	微分積分II				法社会学I	計量経済学	
	DS基礎数学演習I	DS基礎数学演習II			経済政策/国際経済論			
	集合と論理	確率・統計			DSゼミナールIII			
	DS論理	DS入門			DSゼミナールIV			
		プレゼンテーション実習			データベースII			
		物理化学基礎			HCI設計論			
					ウェブプログラミング基礎			
					デジタル信号処理I			
					デジタル信号処理II			
					コンピュータアーキテクチャ			
DS 半導体								

# 履修モデル・DS総合コース

デジタル社会においてDX化による社会構造の変革に対応するための社会的素養として求められている数理・データサイエンス・AIの基礎知識を有し、それらを駆使してイノベーションを創出し国際社会で活躍できるデータサイエンティスト、研究者

科目	区分	単位数
教養科目	必修	17
	選択	13
専門科目	必修	46
	選択必修	18
	自由選択	30
計		124

年次・学期	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
専 門 科 目	ICTリテラシー 線形代数I 微分積分I DS基礎数学演習I 集合と論理 DS倫理	DSリテラシー 線形代数II 微分積分II DS基礎数学演習II 確率・統計 DS入門 プレゼンテーション実習 物理化学基礎	実用英語I 離散数学I 統計学I 統計学演習I データ分析I プログラミング演習I アルゴリズム論I コンピュータシステム論 情報理論 DSゼミナールI	実用英語II 離散数学II 統計学II 統計学演習II データ分析II プログラミング演習II アルゴリズム論II グローバル企業家論 ウェブプログラミング基礎 デジタル信号処理I DSゼミナールII	実用英語III 人工知能応用 ビジュアライゼーション データベースI コンピュータネットワーク ワーク HCI設計論 デジタル信号処理II アントレプレナーシップ入門（キャリア科目） インターンシップ DSゼミナールIII	実用英語IV 人工知能理論 最適化理論 データベースII メディア情報処理 情報セキュリティ ビジネス倫理学 アントレプレナーシップ インターンシップ DSゼミナールIV	卒業研究 実践アントレプレナーシップチャレンジ 経営戦略論 知的財産権	卒業研究 実践アントレプレナーシップチャレンジ
	上記の他、社会科学系科目群からも選択可能							



# 履修モデル・DS半導体コース

デジタル社会においてDX化による社会構造の変革に対応するための社会的素養として求められている数理・データサイエンス・AIの基礎知識に加え、半導体の知識を専門的かつ実践的に学び、半導体デバイス製造プロセスにおける各工程の品質管理や製造プロセスの最適化による工場機能の最大化等、半導体を含む製造DX課題に向き合い、デジタル産業をけん引する技術者、研究者

科目	区分	単位数
教養科目	必修	17
	選択	13
専門科目	必修	58
	選択	8
	自由選択	28
計		124

年次・学期	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
専 門 科 目	ICTリテラシー 線形代数I 微分積分I DS基礎数学演習I 集合と論理 DS論理	DSリテラシー 線形代数II 微分積分II DS基礎数学演習II 確率・統計 DS入門 プレゼンテーション実習	実用英語I 離散数学I 統計学I 統計学演習I データ分析I プログラミング演習I アルゴリズム論I コンピュータシステム論 情報理論 DSゼミナールI 制御工学I 半導体基礎	実用英語II 離散数学II 統計学II 統計学演習II データ分析II プログラミング演習II アルゴリズム論II ウェアブルプログラミング基礎 デジタル信号処理I DSゼミナールII 論理回路 論理回路演習 アナログ電子回路 電気回路I 電磁気学概論	実用英語III 人工知能応用 ビジュアライゼーション データベースI コンピュータネットワーク ワーク HCI設計論 デジタル信号処理II アントレプレナーシップ プリアリア科目 インターンシップ 半導体工学 デジタル電子回路 半導体実験I	実用英語IV 人工知能理論 最適化理論 データベースII メディア情報処理 情報セキュリティ EDA概論 アントレプレナーシップ インターンシップ 先端半導体工学 半導体製造技術 半導体実験II	卒業研究 卒業研究 実践アントレプレナー シップチャレンジ 実践アントレプレナー シップチャレンジ	
	上記の他、社会科学系科目群からも選択可能							

## 熊本大学情報融合学環 専任教員名簿(エフォート)

	職位	氏名	所属	区分	従事割合%	
					学環	連係協力学部/大学等連携推進法人
1	教授	城本 啓介	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	50	50
2	教授	喜多 敏博	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	専属専任	100	0
3	教授	戸田 真志	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	専属専任	100	0
4	教授	武蔵 泰雄	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	専属専任	100	0
5	教授	尼崎 太樹	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	50	50
6	教授	有次 正義	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	30	70
7	教授	千葉 周也	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	50	50
8	教授	青柳 昌宏	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	連係専任	50	50
9	教授	飯田 全広	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	連係専任	50	50
10	教授	魚住 弘久	熊本大学大学院人文社会科学研究部(法学系)	連係専任	20	80
11	教授	吉岡 英美	熊本大学大学院人文社会科学研究部(法学系)	連係専任	20	80
12	教授	木之内 均	東海大学文理融合学部	連係専任	20	80
13	教授	岩本 勝幸	東海大学文理融合学部	連係専任	20	80
14	教授	小松 敏弘	東海大学文理融合学部	連係専任	20	80
15	教授	萩野 誠	東海大学文理融合学部	連係専任	20	80
16	教授	野口 祐二	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	連係専任	20	80
17	教授	鈴木 裕巳	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	連係専任	20	80
18	教授	山口 佳樹	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	連係専任	20	80
19	教授	北 直泰	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	20	80
20	教授	常田 明夫	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	20	80
21	教授	松永 信智	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	20	80
22	教授	光木 文秋	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	20	80
23	教授	上瀧 剛	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	20	80
24	教授	伊賀崎 伴彦	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	20	80
25	准教授	久保田 真一郎	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	専属専任	100	0
26	准教授	合田 美子	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	専属専任	100	0
27	准教授	マジュンダール リトジット	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	専属専任	100	0
28	准教授	佐竹 翔平	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	専属専任	100	0
29	准教授	三浦 沖	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	専属専任	100	0
30	准教授	野原 康伸	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	30	70
31	准教授	岩佐 学	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	50	50
32	准教授	大川 猛	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	連係専任	50	50
33	准教授	瀬戸 謙修	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	連係専任	50	50
34	准教授	長名 保範	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	連係専任	50	50
35	准教授	久保木 猛	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	連係専任	50	50
36	准教授	森 大輔	熊本大学大学院人文社会科学研究部(法学系)	連係専任	20	80
37	准教授	中浦 猛	熊本大学大学院生命科学研究部(医学系)	連係専任	20	80
38	准教授	松田 節郎	熊本県立大学共通教育センター	連係専任	20	80
39	准教授	本田 圭市郎	熊本県立大学 総合管理学部 総合管理学科 ビジネス部門	連係専任	20	80
40	准教授	岡島 寛	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	20	80
41	准教授	緒方 公一	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	20	80
42	准教授	久我 守弘	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	20	80
43	准教授	田中 茂	熊本大学産業ナノマテリアル研究所	連係専任	20	80
44	助教	右田 雅裕	熊本大学半導体・デジタル研究教育機構	専属専任	100	0
45	助教	木山 真人	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	30	70
46	助教	メンドンサ イスラエル	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	30	70
47	助教	田邊 将之	熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)	連係専任	20	80

## 技術部概要

技術部は、本学における教育・研究の強化促進に向けて、全学的な教育研究支援体制の強化を目的として令和2年4月に設置されました。技術部は生命科学系技術室、自然科学系第一技術室、自然科学系第二技術室、自然科学系第三技術室の4室及び全国共同利用・共同研究拠点支援グループで構成されています。技術部では、各室の専門技術及び相互の連携によって、効果的・効率的に業務を推進し、実験・実習や研究支援をはじめ、全学の安全管理、学内LANや情報セキュリティ、特殊設備や施設の管理、専門技術による加工・分析・評価など情力的に取り組んでいます。

### 組織体制

### 熊本大学 技術部



### ○熊本大学技術部規則

(令和2年2月27日規則第21号)

改正 令和3年3月31日規則第162号 令和5年3月20日規則第93号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第14条の2第2項の規定に基づき、熊本大学技術部(以下「技術部」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 技術部は、全学の教育研究系技術職員を組織的に機能させ、各技術職員の有する専門技術の連携、資質・能力の向上及び人材育成並びに最適な人材配置を図ることにより、本学における教育研究の効果的・効率的な推進に寄与することを目的とする。

(技術本部長)

第3条 技術部に、技術本部長を置き、研究・グローバル戦略・キャンパスミュージアム担当の理事をもって充てる。

2 技術本部長は、技術部に関する事項を統括する。

(技術部長)

第4条 技術部に、技術部長を置く。

2 技術部長は、技術専門員のうちから、技術本部長の推薦に基づき、学長が指名する。

3 技術部長は、技術部の業務を統括するとともに関係部署との調整を行う。

(技術室)

第5条 技術部に、次に掲げる技術室を置く。

生命科学系技術室

自然科学系第一技術室

自然科学系第二技術室

自然科学系第三技術室

第6条 各技術室に、技術専門員、技術専門職員、技術職員その他必要な職員を置き、各技術室の業務を実施する。

(技術室長)

第7条 各技術室に、技術室長を置く。

2 技術室長は、技術専門員のうちから、技術部長の推薦に基づき、技術本部長が指名する。

3 技術室長は、技術室の業務を統括する。

(全国共同利用・共同研究拠点支援グループ)

第8条 技術部に、本学の全国共同利用・共同研究拠点のサポート体制を強化するため、全国共同利用・共同研究拠点支援グループを置く。

2 全国共同利用・共同研究拠点支援グループに関し必要な事項は、別に定める。

(グループ長)

第9条 全国共同利用・共同研究拠点支援グループに、グループ長を置く。

2 グループ長は、技術専門員又は技術専門職員のうちから、技術部長の推薦に基づき、技術本部長が指名する。

3 グループ長は、全国共同利用・共同研究拠点支援グループの業務を推進する。

(拠点等支援グループ)

第10条 技術部に、必要に応じ、拠点等支援グループを置く。

2 拠点等支援グループの編成は、技術部長が行う。

3 前2項に定めるもののほか、拠点等支援グループに関し必要な事項は、別に定める。

(技術連携ワーキングチーム)

第11条 技術部に、必要に応じ、技術連携ワーキングチーム(以下「チーム」という。)を置く。

2 チームの編成は、技術部長が行う。

3 チームは、各技術室の枠を越えて連携することにより、教員等の要請に対して、より高度かつ迅速な技術を提供する。

4 前3項に定めるもののほか、チームに関し必要な事項は、別に定める。

(生命科学系技術室の業務)

第12条 生命科学系技術室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 基礎医学分野に関する技術業務
- (2) 薬学分野に関する技術業務
- (3) 生命科学系共用設備の運用・管理に関する技術業務
- (4) 動物資源に関する技術業務
- (5) その他生命科学系に関する技術業務

(自然科学系第一技術室の業務)

第13条 自然科学系第一技術室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 理学及び工学の基礎分野及び応用分野に関する技術業務
- (2) 機器の設計製作に関する技術業務
- (3) その他自然科学系に関する技術業務

(自然科学系第二技術室の業務)

第14条 自然科学系第二技術室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 分析評価に関する技術業務
- (2) 情報データ解析評価に関する技術業務
- (3) 自然科学系共用設備の運用・管理に関する技術業務
- (4) その他自然科学系に関する技術業務

(自然科学系第三技術室の業務)

第15条 自然科学系第三技術室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 安全管理及び安全教育に関する技術業務
- (2) 情報基盤及び基盤的設備の運用・管理に関する技術業務
- (3) 基盤研究・実験実習に関する技術業務
- (4) 教材設計・教材開発に関する業務
- (5) 基盤的設備及び基盤教育に関する業務
- (6) その他前各号に関連の強い技術業務

(運営会議)

第16条 技術部の円滑な運営を図るため、熊本大学技術部運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

(運営会議の審議事項)

第17条 運営会議は、技術部に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 業務に関すること。
- (2) 予算に関すること。
- (3) 教育研究系技術職員の人材育成、人事評価その他の人事制度に関すること。

- (4) 教育研究系技術職員の採用及び配置に関すること。
  - (5) その他運営会議が必要と認める事項
- (運営会議の組織)

第18条 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 技術本部長
  - (2) 技術部長
  - (3) 各技術室長
  - (4) 全国共同利用・共同研究拠点支援グループ長
  - (5) 大学院教育学研究科、大学院人文社会科学研究部、永青文庫研究センター及び埋蔵文化財調査センターのうちから選出された教員 1人
  - (6) 大学院先端科学研究部、産業ナノマテリアル研究所、国際先端科学技術研究機構、くまもと水循環・減災研究教育センター及び先進マグネシウム国際研究センターのうちから選出された教員 1人
  - (7) 大学院生命科学研究所、発生医学研究所、病院、国際先端医学研究機構、生命資源研究・支援センター及びヒトレトロウイルス学共同研究センターのうちから選出された教員 1人
  - (8) その他議長が必要と認めた者
- 2 前項第5号から第8号までの構成員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第5号から第7号までの構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項第5号から第7号までの構成員に欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 5 第1項第8号の構成員の任期は、2年を超えない範囲で、学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(議長)

第19条 運営会議に、議長を置き、技術本部長をもって充てる。

- 2 議長に事故があるときは、技術部長がその職務を代行する。
- 3 議長は、運営会議を主宰する。

(議事)

第20条 運営会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 運営会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(意見の聴取)

第21条 議長は、必要があるときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第22条 運営会議に、専門的事項を調査検討するため、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、技術部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 162 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 20 日規則第 93 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## ○熊本大学情報融合学環教授会規則（案）

## （趣旨）

第 1 条 この規則は、熊本大学教授会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教授会規則」という。)第 10 条の規定に基づき、情報融合学環教授会(以下「教授会」という。)に関し必要な事項を定める。

## （組織）

第 2 条 教授会は、次に掲げる者であつて、情報融合学環の教育(第 2 号及び第 4 号にあつては卒業研究に係る学生指導)を担当するものをもって組織する。

- (1) 大学院人文社会科学研究部の法学系の専任の教授、准教授、講師及び助教
- (2) 大学院先端科学研究部の工学系の専任の教授、准教授、講師及び助教
- (3) 大学院生命科学研究部の医学系の専任の教授、准教授、講師及び助教
- (4) 半導体デジタル研究教育機構の専任の教授、准教授、講師及び助教
- (5) その他教授会が必要と認めた者

## （審議事項）

第 3 条 教授会は、学長が教授会規則第 2 条第 2 項に定める事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学環長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、並びに学長及び学環長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 学生の除籍及び懲戒に関する事項
- (2) その他学環の教育研究に関する重要事項

## （会議）

第 4 条 教授会は、定例教授会又は臨時教授会とする。

2 教授会に議長を置き、学環長をもって充てる。

3 学環長が職務を遂行できないときは、あらかじめ学環長が指名する者がその職務を代行する。

## （定足数）

第 4 条の 2 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、公務による海外渡航中の者、その他やむを得ない事由があると教授会が認めた者については、構成員の数に算入しないものとする。

## （議事）

第 5 条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## （代議員会）

第 6 条 教授会に、教授会規則第 8 条の規定に基づき、熊本大学情報融合学環代議員会(以下「代議員会」という。)を置く。



- 2 代議員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 学環長
  - (2) 副学環長
  - (3) コース長
- 3 前項各号に定める者のほか、教務委員会、入試実施委員会及び学生支援委員会の委員長については、それぞれの委員会に係る第 5 項に規定する審議事項の審議に加えることができる。
- 4 第 2 項第 3 号の委員は、やむを得ない事由により出席できないと学環長が認めた場合に限りに、当該コースの教育を担当する教授を代理の者として出席させることができる。
- 5 代議員会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 情報融合学環規則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
  - (2) 教育プログラム、コースの設置改廃に関する事項
  - (3) 入学試験に関する事項
  - (4) 学生の厚生補導に関する事項
  - (5) 教員の兼業に関する事項
  - (6) 予算に関する事項
  - (7) 中期計画、年度計画等将来構想に関する事項
  - (8) 民間等との共同研究及び受託研究の受入れに関する事項
  - (9) 学環運営に関する企画・立案に関する事項
  - (10) 学環の将来構想に関する企画・立案に関する事項
  - (11) その他学環運営に関する連絡調整に関する事項
  - (12) その他教授会又は学環長から付託があった事項
- 6 代議員会の会議、定足数及び議事については、前 3 条の規定を準用する。この場合において、「教授会」とあるのは、「代議員会」と読み替えるものとする。
- 7 第 5 項各号に掲げる事項については、代議員会の議決をもって、教授会の議決とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、代議員会において疑義が生じた事項については、教授会において審議し、議決するものとする。
- 9 代議員会の審議結果は、教授会に報告する。

(事務)

第 7 条 教授会及び代議員会の事務は、教育研究支援部自然科学系事務課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、教授会及び代議員会の運営に関し必要な事項については、学環長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## ○国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則

(令和3年3月24日規則第80号)

改正 令和4年3月14日規則第28号 令和5年3月20日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人熊本大学基本規則(平成16年4月1日制定)第10条第4項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)が教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)に関し必要な事項を定める。

(自己点検・評価の領域)

第2条 自己点検・評価の対象とする領域(以下「自己点検・評価領域」という。)は、別表の左欄に掲げるとおりとする。

(統括責任者)

第3条 本学に、自己点検・評価統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 統括責任者は、自己点検・評価に係る業務を統括する。

(推進責任者)

第4条 本学に、自己点検・評価推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置き、別表の左欄に掲げる自己点検・評価領域に応じ、別表の中欄に掲げる者をもって充てる。

2 推進責任者は、自己点検・評価に関する業務を掌理する。

(推進責任者による自己点検・評価等)

第5条 推進責任者は、別表の右欄に掲げる会議又は委員会(以下「所掌会議等」という。)の議を経て、評価項目を定めるものとする。

2 推進責任者は、事業年度ごとに、前項の評価項目について、自己点検・評価を実施する。

3 推進責任者は、前項の自己点検・評価を実施するに当たって、必要に応じて、学生、卒業生若しくは修了生又は卒業生若しくは修了生の主な雇用者その他の関係者から意見を聴取するものとする。

4 推進責任者は、第2項の自己点検・評価の結果を国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)に報告するものとする。

5 推進責任者は、前項の自己点検・評価の結果に改善が必要な事項があると認めるときは、所掌会議等の議を経て、改善計画を定め、大学評価会議に報告するとともに、改善を実施するものとする。

6 推進責任者は、前項の改善の実施状況を、事業年度ごとに、大学評価会議に報告するものとする。

(大学評価会議による自己点検・評価等)

第6条 大学評価会議は、前条第4項の自己点検・評価の結果、同条第5項の改善計画及び同条第6項の改善の実施状況(以下「推進責任者による自己点検・評価の結果等」という。)に基づき、原則として6事業年度ごとに、前条第1項の評価項目について、自己点検・評価を実施する。

2 大学評価会議は、前項の自己点検・評価の結果を統括責任者に報告するものとする。  
(統括責任者による改善指示)

第7条 統括責任者は、前条第2項の自己点検・評価の結果に改善が必要な事項があると認めるときは、推進責任者に改善計画の策定を指示するものとする。

2 推進責任者は、前項の指示を受けた場合は、所掌会議等の議を経て、改善計画を定め、統括責任者に報告するものとする。

3 統括責任者は、前項の改善計画に基づき、推進責任者に改善を指示するものとする。

4 推進責任者は、前項の指示に基づき、改善を実施するものとする。  
(外部評価の実施)

第8条 統括責任者は、自己点検・評価の結果について、必要に応じて、本学の職員以外の者による評価を受けるものとする。

(公表)

第9条 大学評価会議は、自己点検・評価の結果を、本学のホームページ等で公表するものとする。

(事務)

第10条 自己点検・評価に関する事務は、経営企画本部において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日規則第28号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日規則第72号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条、第5条関係)

評価領域	推進責任者	所掌会議等
教育	教育・学生支援担当の理事	国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会
施設管	総務・財務・施設担当の理事	国立大学法人熊本大学施設・環境委員会

理		
設備 (ICT)	情報ガバナンスを所掌する理事	国立大学法人熊本大学 ICT 戦略会議
設備 (図書)	附属図書館長	熊本大学附属図書館運営委員会
学生支援	教育・学生支援担当の理事	熊本大学学生委員会
入学者受入	入試・高大連携担当の副学長	熊本大学入学試験委員会
研究	研究・グローバル戦略・キャンパスミュージアム担当の理事	国立大学法人熊本大学研究推進会議
社会貢献	熊本創生推進機構長	熊本大学熊本創生推進機構運営委員会
国際	グローバル推進機構長	熊本大学グローバル推進機構会議

# 教養教育の案内



2023年度

熊本大学大学教育統括管理運営機構

## 2-3. キャリア科目

### (1) 目的と概要

キャリア科目は、教養教育の選択科目として位置付けられる科目です。

本学のキャリア教育におけるキャリアとは「自分らしく生きること」と定義しています。その上で、教養教育におけるキャリア科目では、入学後の早い段階から自分自身のキャリア形成に興味・関心をもち、大学生活における目標を見つけることを目的としています。キャリア科目の中には、「自分らしく生きる」をテーマとする科目群とそれを包含する「社会の中で生きる」をテーマとする科目群があります。これらのキーワードを中心に展開される授業科目を通じて、皆さんが今後大学生活をどのように過ごし、社会とどう向き合うべきか学んでください。

### (2) 履修に関する注意事項

キャリア科目は、選択科目の卒業要件単位となります。また、教養教育に関する履修登録単位数の制限の対象になります。なお、キャリア科目のうち、「インターンシップ」「ボランティア実践」は学外での活動により単位認定されるので、「SOSEKI」で履修登録を行う必要はありません。また履修登録単位数の制限の対象にもなりません。ただし、受講には様々な条件がありますので、詳しくは該当科目のシラバスや掲示等を確認してください。

キーワード	授業科目名	単位	授業テーマ	オーガナイザー	学期・ターム	曜日時限
自分らしく生きる	キャリア科目63	1	キャリア入門	菅澤・川越	2T	水3
	キャリア科目65	1	ダイバーシティの風を起こす	前田 ひとみ	3T	水3
社会の中で生きる	キャリア科目65	1	ダイバーシティの風を起こす	前田 ひとみ	4T	水3
	キャリア科目3	2	女性のライフコースとキャリア	八幡 彩子	後	木4
	キャリア科目17	2	学校を見つめる ～学校と関わる社会の構成員としての視点から～	松永 拓己	後	水4
	キャリア科目51	1	インターンシップ	村里 泰昭	集中※	
	キャリア科目52	1	ボランティア論	高木 康衣	1T	木3
	キャリア科目53	1	ボランティア実践	高木 康衣	集中※	
	キャリア科目54	1	地方創生実践論 1	金岡・伊藤	2T	金3
	キャリア科目55	1	地方創生実践論 2	金岡・伊藤	3T	金3
	キャリア科目56	1	地方創生企業戦略論 1	高口 義幸	2T	火3
	キャリア科目57	1	地方創生企業戦略論 2	高口 義幸	3T	火3
	キャリア科目62	1	主権者になる。主権者として生きる。	藤瀬 泰司	3T	水3
キャリア科目64	1	アントレプレナーシップ入門	未定	集中※		

※集中講義は、掲示等で実施について案内します。

## 2-4. 開放科目

開放科目は、本来学部の専門科目として開講されている科目のうち、内容が教養教育にふさわしく、開講学部以外の学生が履修できる科目として特に指定されているものです。